

第36回成田市農業委員会総会議事録

令和5年6月12日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和5年6月12日（月）
午後3時から午後4時21分

2. 開催場所 市役所6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 16名

| | | | |
|----|------|-----|---------|
| 議長 | 檜垣金一 | | |
| 1番 | 諫訪恵昨 | 11番 | 泉 水 厚 子 |
| 2番 | 山倉正義 | 12番 | 藤崎茂雄 |
| 3番 | 矢崎光二 | 13番 | 森川光江 |
| 4番 | 大竹卓 | 14番 | 小川繁 |
| 5番 | 湯浅恵介 | 15番 | 秋山皓一 |
| 6番 | 諫訪和惠 | 16番 | 石原満 |
| 7番 | 木村知子 | 18番 | 藤崎明 |
| 9番 | 秋間伸一 | | |

5. 欠席委員 3名 8番 北崎悦夫
10番 石井孝和
17番 菅澤茂

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出
第2 会議書記の任命
第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
議案第5号 令和5年度第4次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 専決処分について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長 井上 裕二

主幹兼農地係長 酒井 宏幸

振興係長 鎌形 清人

主査 宮内 孝史

主査 青柳 紀生

8. 傍聴人

なし

○議長 ただ今の出席委員は、16名です。欠席委員は、8番北崎委員、10番石井委員、17番菅澤委員です。

定足数に達しておりますので、第36回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに會議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、5月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、2番山倉正義委員、3番 矢崎光二委員の両名を指名いたします。また、書記に鎌形振興係長を任命いたします。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 令和5年度第4次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案5件、報告4件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

全体で9件の申請がございました。

①売買でございます。7件の申請がございました。

1番、久米にお住まいの譲受人が、久米にお住まいの譲渡人が所有する、久米の田2筆、合計2,940m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業経営規模を拡大するため、自宅から近く、耕作に便利な申請

地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「経営規模の縮小のため」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、宝田にお住まいの譲受人が、船橋市にお住まいの譲渡人が所有する、宝田の畠1筆、 684m^2 を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「農業経営規模を拡大するため、自宅から近く、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「後継者がいないため、申請地を手放したい」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

続きまして、3番及び4番は同一の譲受人による申請であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

富里市にお住まいの譲受人が、3番は、松崎にお住まいの譲渡人が所有する、山口の畠1筆、 $1,242\text{m}^2$ を、4番は、松戸市及び印西市にお住まいの譲渡人が所有する、米野の田1筆、 $1,847\text{m}^2$ を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、共に「農地を相続したが、耕作が困難であるため」というもので、総会資料3ページ及び4ページが案内図でございます。

5番は、南羽鳥にお住まいの譲受人が、南羽鳥にお住まいの譲渡人が所有する、北羽鳥の田3筆、合計 $3,063\text{m}^2$ を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業経営を拡大するため、申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「耕作するのが困難であるため申請地を譲渡したい」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

6番、譲受人である所の法人が、所にお住まいの譲渡人が所有する、所の田2筆、合計 $2,652\text{m}^2$ を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は「経営規模を拡大するため、会社から近く、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡し、経営規模を縮小したい」というもので、総会資料6ページに案内図がございます。

議案集5ページをお開きください。

7番、譲受人である竜台の法人が、千葉市中央区の相続財産管理人が管理する、津富浦の畠3筆、合計 $1,369\text{m}^2$ を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相続財産処分のため」というもので、総会資料7ページに案内図がございます。

議案集6ページでございます。

続きまして、②贈与でございます。2件の申請がございました。

1番、下方にお住まいの受贈者が、千葉市若葉区にお住まいの贈与者が所有する、宗吾一丁目の畠1筆、396m²の、贈与を受けたいという申請でございます。受贈者の事由は、「妹より受贈し、経営規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「遠距離に住んでいて耕作できないため、姉に贈与する」というもので、総会資料8ページに案内図がございます。

2番、新川にお住まいの受贈者が、同じく新川にお住まいの贈与者が所有する、西大須賀の田3筆、及び新川の田7筆、合計19,823m²の、贈与を受けたいという申請でございます。受贈者の事由は、「父より贈与を受ける」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「子に贈与する」というもので、総会資料9ページに案内図がございます。

以上で、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、農地法第3条①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、田2筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続いて、3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、登記地目：畑、現況：田1筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の3番及び4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番及び4番は、畠1筆、田1筆を取得し、タケノコ、ピーマンを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番及び4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、田3筆を取得し、

水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の6番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書の目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は7名であり、議決権要件については、構成員である役員1名が法人の農業の常時従事者であり、その者の議決権の割合は100%となり、総数の過半を満たしております。また、業務執行権要件は、構成員である役員1名が法人の農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の6番は、登記地目田、現況畠2筆を取得し、ブルーベリーを作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の6番につきましては、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

次に3条①売買の7番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書の目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は9名であり、議決権要件については、構成員である役員3名が法人の農業の常時従事者であり、その者の議決権の割合は100%となり、総数の過半を満たしております。また、業務執行権要件は、構成員である役員3名が法人の農業に常時従事しております。この

ことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の7番は、畠3筆を取得し、甘藷を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の7番につきましては、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。続きまして、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 去る6月6日、午後1時から、市役所6階、中会議室におきまして、第2小委員会を開催いたしました。農業委員5名、農地利用最適化推進委員3名、合計8名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

議案第1号、農地法第3条 ①売買の1番につきましては、申請地は、久米共同利用施設の西及び東、市道山之作取香線の北側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。続きまして、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の2番につきましては、申請地は、宝田公民館の北東、市道宝田下堤線の北側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。

続きまして、①売買の3番及び4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の3番につきましては、申請地は、山口集会所の西、県道成田安食線を西に入った農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より「ピーマンを作付けするのか、タケノコを作付けするのか」との質問があり、「申請地ではタケノコを作付けする」とのことでした。また、「タケノコを作付けした場合、地目は畑なのか山林なのか」との質問があり、「農地法上は畑である」とのことでした。

また、①売買の4番につきましては、申請地は、中台小学校の北東、市道山口米野線を西に入った農地で、田として管理されておりました。

審査の中で委員より「写真をみると畑のように見えるが、現況は田か畑か」との質問があり、「現況は畑で、ピーマンを作付けする」とのことでした。また、「譲受人は法人か個人か、国籍はどこか」との質問があり、「スリランカの個人である」とのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の3番及び4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(秋山委員の挙手あり)

○議長 秋山委員

○秋山委員 3番ですが、タケノコをつくるということですが、タケノコは環境を悪くする、数年のうちに竹林化されてしまうということで騒がれていますが、その辺の確認はどうされているのでしょうか。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 申請地は以前から竹が生え、大分荒れていたので、一旦きれいにして管理できる状態にしてから、今後も管理していくということを聞いています。

(秋山委員の挙手あり)

○議長 秋山委員

○秋山委員 それでは、その後の管理はされないということですね。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 我々も3条で購入したところを逐次追跡するというのは行っていないのですが、毎年農地の利用状況調査を行なっていますので、その中で確認の上、荒れてい るということであれば、指導してまいりたいと考えております。

(藤崎委員の挙手あり)

○議長 藤崎委員

○藤崎委員 周りは竹山なのでしょうか。現状、今後で畠とかのじやまにならないのでしょうか。

○宮内主査 申請地の周りが大やぶの状態なので、問題はないと思います。

○議長 他に質問、ご意見ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 無いようですので採決に入りたいと思います。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、①売買の3番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。続きまして、①売買の4番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の4番は可決されました。

続きまして、①売買の5番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の5番につきましては、申請地は、南羽鳥共同利用施設の東、市道北羽鳥1号線を西に入った農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の5番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の5番は可決されました。

続きまして、①売買の6番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の6番につきましては、申請地は、東京電力佐原変電所の北西、市道所上小川線を東に入った農地で、畑として管理されておりました。審査の中で委員より、「同じ人のようだが、個人から法人に変えるいうことか」との質問があり、「個人で高齢のため、法人に移す形になります」とのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の6番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の6番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の6番は可決されました。

続きまして、①売買の7番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の7番につきましては、申請地は、大栄消防署の北西、市道津富浦成井線の東側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の7番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の7番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の7番は可決されました。

続きまして、農地法第3条②贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 3条②贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り、権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとすると規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番は、畠1筆を取得し、主に春は、なす、秋は白菜等を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、受贈者は認定農業者ではありません。

続きまして、3条②贈与の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、贈与の2番は、田10筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはならないと判断いたしました。

なお、受贈者は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。続きまして、②贈与の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ②贈与の1番につきましては、申請地は公津公民館の西、国道464号線の東側に隣接する農地で、畠として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、②贈与の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(矢崎委員の挙手あり)

○議長 矢崎委員

○矢崎委員 この案件は、5反歩要件が無くなつて初めてのケースだと思われますが、この方の場合は今までの営農、販売状況を確認したいのですが。生業としているのか自家消費程度としてなのか、その辺をお聞きしたい。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 販売なのか自家消費なのかとのご質問ですが、確認が取れておりませんので、この場での回答ができません。

○矢崎委員 姉妹間の贈与なので、反対するわけではないのですが、今後このような5反歩以下の案件、特に売買が出てくることが想定されますので、その点を踏まえ、販売についてはどうなのか、農業を続けられるのかということが重要と思われますので、聞き取り等を行っていただけるとありがたいです。

○議長 他にありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の1番は可決されました。続きまして、②贈与の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条②贈与の2番につきましては、申請地は新川共同利用施設の東、市道西大須賀新川線の北側及び南側に隣接する農地及び、新川共同利用施設の南東、市道新川機場線を東に入った農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、②贈与の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(藤崎明委員の挙手あり)

○議長 藤崎明委員

○藤崎委員 贈与で不明な点があるので教えてもらいたいのですが、親から子に贈与する場合に、面積等の要件を教えてもらえませんか。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 今回のような同居の親子であれば、同一経営世帯ということで、面積等に関係なく、許可するようにしております。

○議長 他にありませんか。

(秋山委員の挙手あり)

○議長 秋山委員

○秋山委員 質問というより確認になりますが、総会議案と総会資料で対象地番の相違があるのですが、どちらが正しいのでしょうか。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 議案のほうが正しいものです。

○議長 他にありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の2番は可決されました。
以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集7ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。1件の申請がございました。

1番、申請人である旭市の法人が、松崎の畠2筆、合計2, 982. 33 m²を「特定建築条件付売買予定地」として転用したいという申請でございます。総会資料10ページに案内図、11ページが公図の写しでございます。

以上で、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、の説明を終わらせさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、農地法第4条の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内 主査

○宮内主査 農地法第4条の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、特定建築条件付土地11区画です。

資力及び信用については、残高照会書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性につきましては、許可日以降に着手、令和6年3月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法につきましては、開発許可申請書が近日中に提出される予定です。

道路法につきましては、道路工事施行承認申請書が令和5年5月23日付けで提出されています。

計画面積の妥当性については、約2,982平方メートルの敷地に、農地転用関係事務指針に示す面積基準に適合した専用住宅を11棟建築する計画であり、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地への営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、各宅地区画内に雨水浸透樹施設を設置し、オーバーフロー時は道路側溝へ放流する計画です。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を設置し、処理後道路側溝へ放流する計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。次に、農地法第4条の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第4条の1番につきましては、申請地は八生駐在所の西、市道松崎龍角寺線の南側に隣接する農地で、現況は畠として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第4条の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第4条の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第4条の1番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集8ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。全体で7件の申請がございました。

①売買でございます。4件の申請がございました。

1番及び2番は、同一の譲受人による同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。譲受人である香取市の法人が、1番は、水の上にお住まいの譲渡人が所有する、水の上の畠2筆、合計 $2,242\text{m}^2$ を、2番は、吉岡にお住まいの譲渡人が所有する、水の上の畠1筆、 $2,676\text{m}^2$ を売買により取得し、「駐車場用地」として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料12ページに案内図、13ページが公図の写しでございます。

3番、高岡にお住まいの譲受人が、猿山にお住まいの譲渡人が所有する、猿山の田1筆、 302m^2 を売買により取得し、「車両展示場用地」として、転用したいという申請でございます。

総会資料14ページに案内図、15ページが公図の写しでございます。

議案集9ページをお開きください。

4番、大清水にお住まいの譲受人が、新駒井野にお住まいの譲渡人が所有する、駒井野の畠1筆、 766m^2 を売買により取得し、「貸駐車場用地」として、転用したいという申請でございます。

総会資料16ページに案内図、17ページが公図の写しでございます。

続きまして、②贈与でございます。1件の申請がございました。

1番、高岡にお住まいの受贈者が、神奈川県相模原市にお住まいの贈与者が所有する高岡の畠1筆、 208m^2 を受贈により「駐車場用地」として、転用したいという申請でございます。

総会資料18ページに案内図、19ページが公図の写しでございます。

議案集の10ページでございます。

③使用貸借権の設定でございます。2件の申請がございました。

1番、吾妻二丁目にお住まいの借受人が、押畠にお住まいの貸付人が所有する、押畠の畠1筆、 276m^2 を借り受け、「専用住宅用地」として転用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料20ページに案内図、21ページが公図の写しでございます。

2番は、許可後の計画変更承認でございます。

借受人である東京都千代田区の法人が、川栗にお住まいの貸付人が所有する、川栗

の畠3筆の各一部、合計1.02m²について、営農型太陽光発電施設の支柱部分の一時転用許可を受け、太陽光パネルの下で営農を行っておりますが、栽培している作物を「ダイカンドラ」から「ヒサカキ」に変更したいということで申請されてものでございます。

総会資料22ページに案内図、23ページが公図の写しでございます。

以上で、案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは①売買の1番及び2番については、同一の譲受人による同一事業であり関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条①売買の1番及び2番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和3年9月9日公告により除外済みです。除外後は、第1種農地です。

第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、駐車場用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年7月15日着手、令和5年10月31日完了の予定です。

申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、同意済みとなっております。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、敷地内浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。続きまして、①売買の1番及び2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条①売買の1番及び2番につきましては、申請地は旧川上小学校の北、県道横芝下総線を北に入った農地で、現況は畠として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条①売買の1番及び2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条①売買の1番及び2番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

まず、①売買の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の1番は可決されました。続きまして、①売買の2番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の2番は可決されました。続きまして、農地法第5条①売買の3番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条①売買の3番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、車両展示場用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年9月1日着手、令和5年9月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は

自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。続きまして、①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条①売買の3番につきましては、申請地は下総公民館の北西、県道横芝下総線の東側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条①売買の3番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の3番は可決されました。続きまして、①売買の4番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条①売買の4番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、貸駐車場、普通31台の用地です。

資力及び信用については、預金通帳の写し（残高証明書等）が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年7月15日着手、令和5年7月20日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、駐車場への転用は、普通車1台当たり25から30平方メートルという面積基準があります。有効面積の内1台当たりの面積は約25平方メートルのため、面積基準以内で妥当な計画です。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、敷地内

浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。続きまして、①売買の4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条①売買の4番につきましては、申請地は空の駅さくら館の南、市道南三里塚駒井野線の西側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ更地のような状態でした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の4番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、①売買の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の4番は可決されました。続きまして、②贈与の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条②贈与の1番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地で、都市計画法に規定する用途地域が定められていることから第3種農地に該当します。

転用目的は、駐車場用地です。

資力及び信用については、預金通帳の写しが添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可日以降着手、令和5年10月完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は

自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。続きまして、②贈与の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条②贈与の1番につきましては、申請地は下総公民館の北西、県道成田下総線の北側に隣接する農地で、現況は畠として管理されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条②贈与の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、農地法第5条②贈与の1番を採決いたします。農地法第5条②贈与の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②贈与の1番は可決されました。続きまして、③使用貸借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条③使用貸借権の設定の1番です。農地の区分は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、住宅で集落に接続して設置されるものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、融資見込み書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年7月27日着手、令和5年12月9日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法につきましては、開発許可申請書が近日中に提出される見込です。

計画面積の妥当性については、276平方メートルの敷地に、建築面積約80平方メートルの専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水浸透柵を設置し敷地内処理後、オーバーフロー分を市道側溝へ放流する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。続きまして、③使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は押畠郵便局の南東、市道押畠宝田線の北側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③使用貸借権の設定の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番を採決いたします。農地法第5条③使用貸借権の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、③使用貸借権の設定の2番、許可後の計画変更承認について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条③使用貸借権の設定、許可後の計画変更承認の2番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失に

よるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺農業等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われます。

次に、転用許可基準による検討事項ですが、申請の用途に供することの確実性については、現在申請の用途である営農型太陽光発電設備用地として使用中です。

周辺農地の営農への支障について、事業は平成31年に許可を受けて行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的等、特に問題は認められません。その他の検討事項について、支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用については、発電事業者により、営農が継続されなかつた時は、施設を撤去する旨の確約書等が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

作付作物については、「ダイカンドラ」を栽培しておりましたが、令和元年の台風15号・19号の被害により、出荷できるだけの収量を確保できなかつたことから、県との協議のうえ、気候変動に強い「ヒサカキ」という常緑小高木に作付を変更する営農計画書が提出されております。

変更後の作付作物について、「ヒサカキ」は、4～7mに成長する樹木で、主に関東以北で神事に用いられています。耐寒性・耐陰性が強く、太陽光パネル下での栽培に適した作物であるとの知見書が添付されています。

以上でございます。

○議長 ありがとうございました。続きまして、③使用貸借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条③使用貸借権の設定、許可後の計画変更承認の2番につきましては、申請地は国際医療福祉大学成田病院の西、市道大清水東和田線を南に入った農地で、現況は太陽光パネルの下部で畑として耕作されていました。

審査の中で委員より、「ダイカンドラというのはどういう植物か」との質問があり、事務局から「あまり丈が伸びなく、庭などで他の雑草が生えないように植える芝生のようなものである」との説明がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③使用貸借権の設定の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(諏訪惠昨委員の挙手あり)

○議長 諏訪委員

○諏訪委員 ヒサカキは樹木のようなものと説明がありましたが、芝生のようなものではなくて、樹木になるようなものなのか。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 ダイカンドラは芝生みたいなもの、ヒサカキが樹木みたいなもの、変更後の作物がヒサカキで、樹木みたいなものになります。

○議長 他に質問、ご意見ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 無いようですので採決に入りたいと思います。③使用貸借権の設定の2番、許可後の計画変更承認を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③使用貸借権の設定の2番、許可後の計画変更承認は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

○井上局長 議案集11ページをお開き願います。

議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、でございました。1件の申請がございました。

本来、農地の地目変更登記手続きに際しましては、農地法による許可書に基づいた転用事実確認証明書を添付しなければ地目変更をすることはできません。

今回の申請は、農地法の所定の許可を得ないまま20年以上経過し、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分を受けていない土地について、農地法の規定に基づく許可を要しない旨の千葉県知事等の証明を受けようとするものでございます。

1番、荒海にお住まいの申請人が、荒海の畠1筆、836m²を「昭和49年から農家住宅用地として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。

証明願には、20年以上前に撮影（平成15年1月12日に撮影）された航空写真が添付されており、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分は受けてお

りません。資料につきましては、総会資料24ページに案内図、25ページが公図の写しでございます。

なお、この証明は、「千葉県農地転用関係事務指針」に基づくものであり、証明の主な目的としましては、本来は、農地法に基づく農地転用許可が必要であるにもかかわらず、許可を受けずに不動産登記法の手続きのみで地目変更がなされることを抑制するため、法務局及び登記官の協力を得て、指導による農地法等の法令遵守の効果を期待するものであって、不動産登記法による登記手続の運用を妨げるものではないとされております。

以上で議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。次に、議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の1番につきましては、申請地は安崎防音集会所の南、市道荒海6号線の東側に隣接する農地で、現況は宅地として管理されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第4号の1番は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第5号、令和5年度 第4次 農用地 利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集12ページをお開き願います。

議案第5号、令和5年度 第4次農用地利用集積計画の決定について、でございます。
成田市長より、13ページに記載のとおり、「令和5年度 第4次農用地利用集積計画

(案)について」の協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、14ページ及び15ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、16ページ及び17ページをご覧ください。

それでは、14ページをご覧ください。

1. 利用権設定、使用貸借権でございます。

契約期間10年のものが、250m²、田1筆1件で、詳細は16ページの1番でございます。

続きまして、賃借権でございます。

契約期間5年のものが、7, 224m²、田7筆3件で、詳細は16ページの2番から4番でございます。合計の契約面積は、7, 474m²、田8筆4件でございます。内訳につきましては、すべて再設定でございます。

議案集15ページをお開きください。

続きまして、2. 利用権設定の成田国際空港株式会社所有分でございます。

契約期間2年9ヶ月のものが、3, 546m²、畠2筆1件で、詳細は17ページの1番でございます。内訳につきましては、すべて再設定でございます。

以上で、議案第5号、令和5年度 第4次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。次に、議案第4号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第4号、令和5年度第4次農用地利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、令和5年度 第4次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集18ページをお開きください。

報告第1号 専決処分について、でございます。

成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をしましたので、報告いたします。

議案集19ページでございます。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。8件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集22ページをお開きください。

②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出でございます。3件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集23ページをお開きください。

③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出でございます。10件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集26ページをお開きください。

④転用事実確認証明でございます。4条で4件、5条で6件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第1号 専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第1号、専決処分につきましては、質問等は、ございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集30ページをお開きください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。5件の通知がございました。

賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

○井上事務局長 議案集32ページをお開きください。

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。①農地法施行規則第29条第1号の規定による届出が1件ございました。これは、2a未満の農業用施設用地への転用でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第5号 農地法の許可を要しない農地転用について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号 農地等の現況に関する照会について、を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集33ページをお開きください。

報告第4号、農地等の現況に関する照会について、でございます。

千葉地方法務局香取支局より1件、成田出張所より2件、合計3件の農地等の現況に関する照会がございました。

運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第4号、農地等の現況に関する照会につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第36回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後4時21分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年6月12日

議事録署名人
